株主各位

東京都品川区西五反田三丁目12番14号西 五 反 田 プ レ イ ス 8 階 株 式 会 社 ま ぐ ま ぐ 代表取締役社長 松 田 誉 史

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご 来場は控えていただきますようお願い申しあげます。

当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年12月21日(水曜日)午後7時までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2022年12月22日 (木曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時30分)

2. 場 所 東京都品川区西五反田3-12-14 西五反田プレイス8階

株式会社まぐまぐ本社会議室

※本年も、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、席数が非常に限定的となりますため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。

3. 目的事項

報告事項 第24期 (2021年10月1日から2022年9月30日まで)

事業報告及び計算書類の報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役6名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する 場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.mag2.co.jp/ir) に掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.mag2.co.jp/ir)より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申しあげます。
- 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。(ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申しあげます)
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきま す。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場に おける報告事項(監査報告を含みます)及び議案の説明の簡略化又は省略等を講じることがありま すことをご理解くださいますようお願い申しあげます。

事 業 報 告

(2021年10月1日から) (2022年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進み経済活動に回復が期待される一方、ウクライナ情勢の長期化や金融資本市場の変動等による下振れリスクの高まりなど、依然として先行きが不透明な状態が続いております。

当社を取り巻く事業環境において、プラットフォーム事業が属する静止画・テキストコンテンツ市場につきましては、「デジタルコンテンツ白書2022」(一般社団法人デジタルコンテンツ協会)によると2021年度の市場規模は前年比100.5%の3兆1,207億円となりました。また、当社のメディア広告事業が属するインターネット広告市場につきましては、「2021年日本の広告費」(株式会社電通)によると2021年のインターネット広告費(インターネット広告媒体費のみ)は前年比122.8%の2兆1,571億円となり、前年に引き続き高い成長率で推移しております。

このような状況下において、当事業年度における当社の業績は、売上高は572,555千円(前年同期比14.0%減)、営業利益は9,271千円(前年同期比92.8%減)、経常利益は9,273千円(前年同期比92.7%減)、当期純利益は4,840千円(前年同期比94.4%減)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

①プラットフォーム事業

プラットフォーム事業においては、メルマガ配信プラットフォーム「まぐまぐ!」および記事販売プラットフォーム「mine」が属しております。

当セグメントの主軸である有料メルマガサービスに関して、メディア広告事業と連携して新規クリエイターの獲得を推進しております。さらに、ライブ配信サービス「まぐまぐ! Live」に関して、有料メルマガクリエイターによるライブ配信の利用促進を進めてまいりました。加えて、ユーザーインターフェースの改善に継続的に取り組んでいくことにより、プラットフォームの利便性の改善およびユーザビリティの向上に努めております。

その結果として、プラットフォーム事業の売上高は329,156千円(前年同期比7.4%減)、セグメント利益は133,258千円(前年同期比28.0%減)となりました。

②メディア広告事業

メディア広告事業においては、Webメディアの運営および「Webメディアコンテンツ」・「メルマガコンテンツ」の広告枠販売サービスが属しております。

Webメディアにおいては、自社メディア「MAG2 NEWS (まぐまぐニュース)」「MONEY VOICE (マネーボイス)」「TRiP EDiTOR (トリップエディター)」「by them (バイゼム)」の知名度およびユーザー満足度の向上を模索してまいりました。新規ライターの獲得や話題性のある記事を数多く掲載し、PVおよびUU数が堅調に推移した一方で、新型コロナウイルスの影響により企業の広告出稿が縮小しており、広告単価は引き続き低い水準となっております。また、Webメディアコンテンツ・メルマガコンテンツの広告枠販売においては、需要の高まりのある業種を中心に広告販売の強化を行っている一方で、新型コロナウイルスの影響で広告需要の減少および広告単価低下の影響を受けております。

その結果として、メディア広告事業の売上高は242,920千円(前年同期比20.8%減)、セグメント利益は92,273千円(前年同期比42.6%減)となりました。

③その他事業

その他事業においては、イベント企画等が属しております。イベント企画は クリエイターの活動の支援と促進を目的としています。当社がクリエイターの 活動を支援し、活性化のサポートをすることで、クリエイターの知名度と信頼 性を向上させ、ブランディングに貢献しております。

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、オンライン上でクリエイターを講師に迎えた有料の講演会・イベント等を2件開催しております。今後の実施状況につきましては、社会経済への影響を考慮して慎重に実施を検討してまいります。

その結果として、その他事業の売上高は479千円(前年同期比87.5%減)、セグメント損失は2,193千円(前年同期はセグメント損失1,241千円)となりました。

事業の部門別売上高

事 業 別	売 上 高	構 成 比 率	前年同期比
プラットフォーム事業	329, 156 千円	57.5 %	92.6 %
メディア広告事業	242, 920	42.4	79. 2
その他事業	479	0.1	12. 5

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は252,053千円であります。その主な内容は、ライブ配信サービス「まぐまぐ! Live」の新機能開発に116,310千円、メルマガ基幹システム刷新のための開発に61,492千円、「まぐまぐリーダー」の新機能開発に59,916千円の投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当事業年度の所要資金は主に自己資金により賄いました。

(4) 対処すべき課題

当社は「伝えたいことを、知りたい人に。」を経営ビジョンに掲げ、創業以来のポリシーである「クリエイターファースト」の姿勢を大切にしながら、サービスを開発・運営しております。当社の展開する「プラットフォーム事業」および「メディア広告事業」は、IT分野において技術の進化、顧客嗜好・媒体の変化、競合他社が多く競争が激しい事業領域であります。そのような事業環境の中で、当社が長期的かつ持続的に成長を見込める経営戦略の遂行を目指してまいります。

当社を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進み 経済活動に回復が期待される一方、ウクライナ情勢の長期化や金融資本市場の変 動等による下振れリスクの高まりなど、依然として先行きが不透明な状況となっ ております。当社は、今後も引き続き、新型コロナウイルスの事業への影響を注 視していくとともに、経営環境の変化に対応できる体制の構築を図ってまいりま す。 このような状況のもと、当社は事業活動の主軸であるプラットフォーム事業の 拡大を中心にメディア広告事業とのシナジー効果により更なる成長を目指す方針 であります。

プラットフォーム事業においては、クリエイターのニーズに沿ったメルマガお よびライブ配信サービスの機能を拡充することで、新規クリエイターの獲得及び 既存クリエイターの集客を支援します。また、高負荷な環境でも高い安定性のプラットフォームを再構築し、ユーザビリティとサービス利用者の継続性が向上することで有料会員数の増加に努めてまいります。

メディア広告事業においては、Webメディアの運営では、自社メディアのPV、UUの成長を前提としつつ、プラットフォームへの集客エンジンとしての機能も強化してまいります。さらに、新規ライターの獲得や外部メディアとの提携、メルマガの記事化を継続することで、自社メディアの強化を行い、新規読者層の取り込みやリピーター読者層の増加に努めてまいります。また、新型コロナウイルスの影響により、広告単価が低下するなどの影響を受けておりますが、広告枠の最適化を行っていくことで、広告単価の改善を図ってまいります。

Webメディアコンテンツ・メルマガコンテンツの広告枠販売においては、新型コロナウイルスの影響で広告需要が減少する影響を受けつつも、需要の高まりのある業種を中心に広告販売を強化する取り組みにより改善を図ります。また、リモートワーク環境下でより効率的に成果を出すべく、体制やツールの見直しを順次行ってまいります。

当社は企業の社会的責任を果たすべく、コーポレート・ガバナンスを重視し、リスクマネジメントの強化、ならびに金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえた内部統制の継続的な改善および強化を推進してまいります。また、当社の事業に関連する法規制や社会的要請等の環境変化にも対応すべく、内部管理体制の整備および改善に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

	区	分			第21期 (2019年9月期)	第22期 (2020年9月期)	第23期 (2021年9月期)	第24期 (2022年 9 月期) (当事業年度)
売	上		高	(千円)	713, 772	683, 174	666, 031	572, 555
経	常	利	益	(千円)	206, 037	126, 875	127, 106	9, 273
当	期 純	利	益	(千円)	146, 068	92, 447	86, 940	4, 840
1 杉	未当たり当	期純和	利益	(円)	66. 39	41.80	31. 39	1.73
総	資		産	(千円)	975, 499	1, 475, 844	1, 575, 854	1, 538, 549
純	資		産	(千円)	769, 742	1, 257, 145	1, 372, 094	1, 373, 176
1 柞	朱当たり	純資產	全額	(円)	349. 88	460. 49	494.66	487. 85

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。
 - 2. 当社は、2020年6月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。 第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり 純資産額を算定しております。
 - 3. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を 適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後 の数値を記載しています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社への 出資比率	主要な事業内容
株式会社エアトリ	1,547 百万円	70.74 %	オンライン旅行事業 ITオフショア開発事業 投資事業

② 重要な子会社の状況 該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事	業	主 な 事 業 内 容		
プラット	、フォーム事業	メルマガ配信プラットフォーム「まぐまぐ!」および ライブ配信サービス「まぐまぐ! Live」の運営等		
メディア広告事業 Webメディアの運営および広告枠販売サービス				
その	他 事 業	イベント企画運営等		

(8) 主要な営業所及び工場

名		称	月	F	在	地
	本社		東京都品川区西五反	田三丁目	12番14号西	i五反田プレイス8階

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数	
22名	7名 (減)	36. 3歳	4.2年	

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員(パートタイマーおよびアルバイト)は含んでおりません。
 - 2. 従業員数の減少の主な理由は、通常の自己都合退職によるものであります。
- (10) 主要な借入先 該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2022年9月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 8,800,000株

(2) 発行済株式の総数 2,814,800株

(うち自己株式49株を含む)

(3) 株主数 1,514名

(4) 大株主

	株	主 名		持 株 数	持 株 比 率
株	式 会 社	エア	Ъ У	1,991,200 株	70.74 %
A	S A N C) 合同	会 社	54, 200	1. 93
小	森	良	介	47, 100	1. 67
楽	天 証 券	株式	会 社	33, 300	1.18
吉	Ш	直	樹	33, 200	1.18
平	J.	星	丈	25, 900	0. 92
松	井 証 券	株式	会 社	20, 700	0.74
吉	村	祥	郎	18, 100	0.64
遠	Ā	秦	彰	15, 600	0. 55
株	式会社ア	ットウ	ェア	12,000	0. 43

- (注) 持株比率は自己株式(49株)を控除して計算しております。
 - (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 該当事項はありません。
 - (6) その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が41,000株、 資本金および資本準備金がそれぞれ7,846千円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

						第3回新株	予約権	第4回新株	予約権	
発	行		決	議	日	2016年11月	17日	2018年11月22日		
新	株	予	約	権の	数	8,010化	固	600個		
新株	株 予 組式			的 と 類 と		普通株式 (新株予約権1個に		普通株式 (新株予約権1個に	, , ,	
新	株 予	約権	あ	払 込	金 額	新株予約権と引換 は要しない	えに払い込み	新株予約権と引換は要しない	えに払い込み	
	株予約 資 さ					新株予約権1個当た (1株当たり		新株予約権1個当た (1株当たり		
権	利	行	使	期	間	2018年12月25 2026年1月35		2020年12月22 2028年12月21		
行	使		の	条	件	(注) 1	~ 5	(注) 1	~ 5	
役員			締締後	とを除	役 ∶く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数			_	
の保有	社	外	取	締	役		_		_	
状況	監		查		役		_	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数		

- (注) 1. 本新株予約権の割当日において当社の取締役又は監査役の地位にある本新株予約権者は、当 社の取締役又は監査役の地位を喪失した場合、その後本新株予約権を行使することができま せん。
 - 2. 次の各号に掲げる場合は、1の規定にかかわらず本新株予約権は行使することができます。 ①取締役又は監査役の任期満了による退任
 - ②定年による退職
 - ③当社の都合により取締役、監査役としての地位を失った場合
 - ④顕著な業績があり、取締役会において承認された場合
 - 3. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を行使することができません。ただし、当社取締役会が特に認めた場合にはこの限りではありません。
 - 4. 本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の証券取引所に上場された後1ヶ月が経過するまで、本新株予約権を行使することができません。
 - 5. その他の行使の条件は、当社と割当対象者との間で締結する割当契約に定めるところによる ものとします。
 - 6. 2020年6月17日付で実施した株式分割(普通株式1株を20株に分割)により、「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
 - (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2022年9月30日現在)

	地 位			氏	名		担当及び重要な兼職の状況
代表	取締役	社長	松	田	誉	史	
取	締	役	浅	尾	直	樹	事業部門担当
取	締	役	Щ	Щ	英	治	CSO 管理部門担当
取	締	役	淺	野	匡	志	M&A担当 株式会社グッドプレイス 代表取締役 株式会社ノックノート 取締役 予防医療株式会社 取締役Founder
取	締	役	内	Ш	泰	子	株式会社sustenキャピタル・マネジメント 監査役
監	查	役	市	東		聡	広尾有限責任監査法人 社員
監	查	役	山	本	信	秀	
監	査	役	古	賀	勝	彦	株式会社クネット・インターナショナル 代表取締役 BeeGee PR合同会社 代表社員

- (注) 1. 2021年12月22日開催の第23回定時株主総会において、取締役に新たに内川泰子氏が選任され、就任いたしました。また、新たに淺野匡志氏が選任され、2022年1月1日に就任いたしました。
 - 2. 取締役森直人氏は、2021年12月22日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
 - 3. 取締役内川泰子氏は、社外取締役であります。
 - 4. 監査役市東聡氏は、常勤監査役であります。
 - 5. 監査役市東聡氏、山本信秀氏および古賀勝彦氏は、社外監査役であります。
 - 6. 当社は、取締役内川泰子氏、監査役市東聡氏、山本信秀氏および古賀勝彦氏を株式会社東京 証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 7. 監査役市東聡氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同 法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に 基づく損害賠償限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定 が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の 遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社の取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に 規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料 を全額当社が負担しております。本契約においては、被保険者が当社の取締役、 監査役としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求 がなされたことにより、被保険者が損害賠償金および争訟費用を負担することで 被る損害が填補されます。

なお、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことや被保険者の 犯罪行為に起因する損害等は補償対象外とすることにより、当社の取締役、監査 役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等を勘案して決定することとしております。 各取締役の報酬額の決定については、取締役会で決議された「取締役報酬テーブル」に定める基準額と範囲の中で決定することを独立役員委員会にて審議し、審議結果を考慮した上で代表取締役社長が決定しております。

監査役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査 役の協議により決定することとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2014年2月27日開催の第15回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

監査役の金銭報酬の額は、2008年2月18日開催の第9回定時株主総会において年額10,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長松田誉史が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定であり、委任した理由は、 当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当について評価を行うには代表 取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の 決定にあたっては、事前に独立役員委員会がその妥当性等について確認してお ります。

④ 取締役および監査役の報酬等の額

	報酬等の	報酬等の	対象となる		
役員区分	総額 (千円)	基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	役員の員数 (人)
取締役 (うち社外取締役)	52, 925 (2, 300)	52, 925 (2, 300)	(-)	(-)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	7, 200 (7, 200)	7, 200 (7, 200)	_ (-)	_ (-)	3 (3)

(注)上記の取締役の支給人員には、2021年12月22日開催の第23回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役内川泰子氏は、株式会社sustenキャピタル・マネジメントの監査役を 兼職しております。なお、当社と株式会社sustenキャピタル・マネジメントと の間には特別の関係はありません。

監査役市東聡氏は、広尾有限責任監査法人の社員を兼職しております。なお、 当社と広尾有限責任監査法人との間には特別の関係はありません。

監査役古賀勝彦氏は、株式会社クネット・インターナショナルの代表取締役およびBeeGee PR合同会社の代表社員を兼務しております。なお、当社と株式会社クネット・インターナショナルおよびBeeGee PR合同会社の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

					主な活動状況及び 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	内	Л	泰	子	社外取締役就任後開催の取締役会には、14回のうち14回全てに出席し、主にマーケットスペシャリストとして培ってきた豊富な経験・見地ならびにダイバーシティ推進の観点から、適宜必要な発言を行っております。
監査役	市	東		聡	当事業年度に開催された取締役会には、19回のうち19回全てに出席し、 また、当事業年度に開催された監査役会には、19回のうち19回全てに出 席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜必 要な発言を行っております。
監査役	Щ	本	信	秀	当事業年度に開催された取締役会には、19回のうち19回全てに出席し、 また、当事業年度に開催された監査役会には、19回のうち19回全てに出 席し、主に企業法務に関して長期にわたり培ってきた豊富な経験・見地 から、適宜必要な発言を行っております。
監査役	古	賀	勝	彦	当事業年度に開催された取締役会には、19回のうち18回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会には、19回のうち19回全てに出席し、海外事業・会社経営に関して培ってきた豊富な経験・見地から、適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 三優監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	11,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	11,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づ く監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業 年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を 踏まえ、会計監査の職務執行状況および報酬額等を総合的に検討したうえで、会計監査人の 報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると 判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案 の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

当社では業務の適正性を確保するために、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムに関する基本方針を以下のように定めております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、継続的な企業価値向上を図りながら公正・誠実な事業活動を行うために、コンプライアンス(法令順守)があらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に対して周知・徹底します。また、コンプライアンスを確保するための体制の一手段として、各役職員に対するコンプライアンス教育・研修の実施を通じて、全社的な法令遵守の推進に当たるものとします。

当社は、「取締役会規程」を始めとする社内規程を制定し、取締役会に監査役が出席することを定め、各取締役が相互に牽制することにより取締役の業務執行を監督するものとしております。

当社は、監査役会設置会社であり、独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況を含め、「監査役監査基準」に従い、取締役の職務執行状況を監査します。また、内部監査担当を選任しており、当社における全部門を対象に当社の役職員の職務執行の適切性を確保するため、法令・定款および「内部監査規程」に基づき内部監査を実施します。内部監査担当者は必要に応じて会計監査人と情報交換し、より効果的かつ効率的な内部監査を実施します。

当社は、「コンプライアンス規程」に基づきコンプライアンス委員会の定期的な開催や、会社規程等の整備と検証および見直しを適時適切に行うことにより、リスク管理体制の充実を図ります。

当社は、法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を定め、これに基づき法令・定款その他社内規則に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報体制の運用を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、監査役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」、「情報システム管理規程」、「個人情報保護規程」に従い、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危機管理については、組織横断的なリスクの状況管理及び全社的対応を人事総務部の法務担当にて行い、各業務に付随するリスクの状況把握・監視を各部門が行います。コンプライアンス委員会の開催や内部監査担当による日常的モニタリング、監査役監査によりリスク発生の未然防止や、リスクが発生した際には顧問弁護士から適時・適切にアドバイスを受けることにより、迅速かつ的確な対応を行うとともに損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、「取締役会規程」により定められた事項及び「職務権限規程」・「職務権限基準表・決裁金額基準表」に定められた事項については、全て取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行います。また、取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行います。日常の職務執行については、「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築しております。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該 使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並び に当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助するために使用人を配置することを求められた場合、当該使用人の人事については監査役と協議して決定するものとしております。また、当該使用人は、監査役の指揮命令のみに服し、取締役その他の使用人の指揮命令は受けないものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性を確保します。当該使用人を懲戒に処する場合には、事前に監査役の承諾を得るものとしております。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告 に関する体制

取締役及び使用人は、職務の執行、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項については、監査役に対して、その内容を速やかに報告するものとしております。なお、監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して、人事上の制裁処分等その他の不利な取扱いを行わないものとしております。監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書

その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対して、その説明を求めることができるものとしております。

- ② 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項当社は、監査役の職務の執行について生ずる諸費用については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用又は債務を処理するものとしております。
- ⑧ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役及び使用人は、 監査に対する理解を深め監査役監査の環境を整備するよう努めます。監査役は、 専門性の高い法務、会計については独立して弁護士、公認会計士と連携を図り、 取締役会等の重要会議に出席するほか、取締役との懇談、社内各部門への聴取 及び意見交換、資料閲覧、公認会計士の監査時の立会及び監査内容についての 説明を受けるとともに意見交換を行い、監査役会にて報告、審議を行うことと しております。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行うこととしております。また、当社の各部門は自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力等の排除に係る社内規程を整備し、反社会的勢力等に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力等との一切の関りを持たないことを徹底しております。また、有事の際には、所轄警察署、顧問弁護士等と連携し、組織的に反社会的勢力等からの不当要求等を遮断、排除します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記内部統制システムに関する基本方針に基づいて、体制整備とその運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役会の職務執行について

取締役会は、取締役5名(うち社外取締役1名)で構成されており、「取締役会規程」に基づき、監査役出席のもと、経営上の重要な意思決定を討議し、取締役の業務執行の監督を行っております。当社では、原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会においては権限に基づいた意思決定のほか、業績の進捗状況、その他の業務上の報告を行い情報共有を図っております。

② リスク管理体制について

当社のリスク管理は、取締役会がリスク管理に関する統制方針、体制に関する重要事項に関する審議を行い、「コンプライアンス規程」を定めるとともに、 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会においてリスク管理体 制の構築および運用の推進を図る体制を採っております。

また、「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス遵守の意識の醸成を行うとともに、「内部通報規程」を制定し、顧問弁護士および社外役員を窓口とする社外通報窓口および社内通報窓口を設置し、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

加えて、高度な判断が必要とされる問題が発生した場合には、必要に応じて顧問弁護士、監査法人、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を得られる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

③ 内部監査の実施について

当社は、代表取締役が選任した内部監査担当者 2 名および必要に応じて代表 取締役の承認を得たうえで内部監査業務の補助者を任命して内部監査を実施し ております。内部監査担当者は、事業部門側および管理部門側からそれぞれ1名 ずつ選任することにより、自己監査となることを防いでおります。年間の内部 監査実施計画に従い、法令の遵守状況及び業務活動の効率性等について内部監 査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告しております。監査対象となっ た各事業部門に対して業務改善等のための指摘を行い、期末日までに改善状況 を確認します。また、内部監査担当者は監査役及び監査法人と定期的に情報交 換を実施しております。

④ 監査役の職務の執行について

監査役は、定期的に監査役会を開催し、常勤監査役1名、非常勤監査役2名により監査役相互で連携することで効果的な監査を実施しております。また、取締役会に出席して、意見を述べ、経営の適法性・効率性について確認するほか、年間の監査計画に基づいた監査を実施しております。

監査役会における主な検討事項として、監査方針や監査計画策定、定時株主総会への付議議案の内容の監査、常勤監査役の選定、監査役の報酬、グループ間取引の内容の妥当性、出資の妥当性、予算策定、決算、業績予想修正等に関して審議いたしました。

また、常勤監査役の活動として、取締役その他の使用人等との意思疎通、取締役会・独立役員委員会・戦略会議・コンプライアンス委員会などの重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、会計監査人からの監査結果の報告の確認を行っています。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、業績の推移、財務状況、今後の事業および投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスを図りながら経営成績に合わせた利益配分を行うことを基本方針としております。

⁽注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1, 117, 386	流動負債	165, 372
現金及び預金	985, 734	買 掛 金	13, 223
売 掛 金	89, 600	未 払 金	35, 214
前 払 費 用	12, 093	未 払 費 用	15, 658
未収還付法人税等	16, 305	未 払 法 人 税 等	3, 605
そ の 他	13, 652	契 約 負 債	6, 485
固 定 資 産	421, 163	預 り 金	91, 185
有形固定資産	3, 684	負 債 合 計	165, 372
建物附属設備	344	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	3, 340	株 主 資 本	1, 373, 176
無形固定資産	311, 421	資 本 金	319, 328
ソフトウェア	228, 272	資 本 剰 余 金	514, 087
ソフトウエア仮勘定	83, 126	資本準備金	436, 828
そ の 他	22	その他資本剰余金	77, 259
投資その他の資産	106, 057	利 益 剰 余 金	539, 795
投 資 有 価 証 券	92, 920	利 益 準 備 金	1,800
敷 金	11, 150	その他利益剰余金	537, 995
繰 延 税 金 資 産	1, 881	繰越利益剰余金	537, 995
そ の 他	105	自 己 株 式	△35
		純 資 産 合 計	1, 373, 176
資 産 合 計	1, 538, 549	負債・純資産合計	1, 538, 549

損益計算書

(2021年10月1日から) (2022年9月30日まで)

(単位:千円)

	科	目		金	額
売	上	高			572, 555
売	上 原	頁 価			303, 803
売	上 #	総 利	益		268, 752
販売	費及び一船	设管理費			259, 480
営	業	利	益		9, 271
営	業外	収 益			
受	取	利	息	1	1
経	常	利	益		9, 273
税	引 前 当	期純和	」 益		9, 273
法	人税、住民	民税及び	事 業 税	1, 921	
法	人 税	等 調	整 額	2, 510	4, 432
当	期	吨 利	益		4, 840

株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から) (2022年9月30日まで)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			
	貝本立	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	
当期首残高	311, 482	428, 982	77, 259	506, 241	
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	7, 846	7, 846		7, 846	
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
当期変動額合計	7, 846	7, 846	_	7, 846	
当期末残高	319, 328	436, 828	77, 259	514, 087	

		株主資本				
		利益剰余金				純資産合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
	利益华调立	繰越利益剰余金	合計			
当期首残高	1, 800	552, 571	554, 371		1, 372, 094	1, 372, 094
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)					15, 693	15, 693
剰余金の配当		△19, 416	△19, 416		△19, 416	△19, 416
当期純利益		4, 840	4, 840		4, 840	4, 840
自己株式の取得				△35	△35	△35
当期変動額合計	_	△14, 576	△14, 576	△35	1, 081	1, 081
当期末残高	1, 800	537, 995	539, 795	△35	1, 373, 176	1, 373, 176

個別注記表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く) … 定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物附属設備
 4~15年

 工具、器具及び備品
 4~15年

無形固定資産(リース資産を除く) … 定額法

なお、自社利用目的のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

3. 収益及び費用の計上基準

メルマガ配信プラットフォーム「まぐまぐ!」が属するプラットフォーム事業と、Webメディアの運営および「Webメディアコンテンツ」・「メルマガコンテンツ」の広告枠販売サービスが属するメディア広告事業を主軸として展開しております。

顧客との契約に基づき、約束したサービスを提供した時点で、当該サービスと交換に受け取る と見込まれる金額で収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

1. 会計方針の変更に関する注記

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の利益剰余金期首残高に与える影響はありません。また、収益認識会計基準等の適用による当事業年度の損益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」、「前受収益」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

2. 時価算定に関する会計基準

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

資産から直接控除した減価償却累計額

建物附属設備

5,683千円

工具、器具及び備品

42,846 "

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

2,814,800株

2. 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 49株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決	議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年1 定時株主		普通株式	利益剰余金	19, 416	7. 00	2021年 9月30日	2021年 12月23日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。
- 4. 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く)の目的となる株式の種類及び数

普诵株式

200,400株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	364千円
減価償却費	1, 217 "
減損損失	17 "
投資有価証券評価損	1,652 "
その他	962 "
繰延税金資産小計	4,215千円
評価性引当額	2, 334 "
繰延税金資産合計	1,881千円

金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業運営に必要な資金を通常の営業キャッシュ・フローから調達することを基本としており、原則として借入金に依存しておりません。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金およびその他の金銭債務は1年以内の支払期日であり、流動性 リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は経理規程に従い、営業債権について、財務経理部が取引相手ごとに期日および残高を 管理するとともに、入金状況を営業部に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化 による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

- ② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社は、利益計画に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許 流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

該当事項はありません。

なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「預り金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

市場価格のない株式等は、次のとおりであります。

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	92, 920

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位: 千円)

	プラット フォーム事業	メディア 広告事業	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	329, 156	242, 920	479	572, 555
外部顧客への売上高	329, 156	242, 920	479	572, 555

- 2. 収益を理解するための基礎となる情報 個別注記表「3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。
- 3. 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
 - (1) 契約負債の残高等

(単位: 千円)

	(+12. · 1 1 1)
	当事業年度
	(2022年9月30日)
契約負債(期末残高)	6, 485

契約負債は、主にメディア広告事業にかかる顧客からの前受金に関連するものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位: 千円)

	当事業年度
	(2022年9月30日)
1年以内	6, 485
合計	6, 485

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 487円 85銭

1株当たり当期純利益 1円 73銭

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年11月14日

株式会社まぐまぐ 取締役会 御中

三優監杳法人

東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 野 村 聡

指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 米 林 喜 一

指 定 社 員 公認会計士 橋 爪 剛 業務執行社員

監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社まぐまぐの2021年10月1日から2022年9月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成すること が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基 づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク に対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に 関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められてい

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

るその他の事項について報告を行う。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

2021年10月1日から2022年9月30日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たちは、監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規 則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決 議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等から その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を 表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保する体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月17日

株式会社まぐまぐ 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 市 東 聡

社外監査役 山本信秀 ⑩

社外監査役 古賀勝彦 印

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに 規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提 供制度導入に対応するため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるためこれを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

	(下豚は冬丈叩刀でかしてわりより。)
現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	<削除>

現行定款	変更案
<新設>	(電子提供措置等) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
<新設>	附則 1.2022年9月1日(以下「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 2.本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、 今後の事業拡大のため1名増員して取締役6名の選任をお願いするものであります。 取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	当社における 地位及び担当	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	再任 まっ だ やす ふみ 松 田 誉 史 (1978年8月3日生)	代表取締役 社長	2002年9月 岩水開発株式会社 入社 2004年2月 当社 入社 2007年2月 ウノウ株式会社 入社 2007年11月 当社 入社 2010年3月 よにん株式会社 代表取締役就任 2014年9月 当社 入社 2015年2月 当社 代表取締役就任(現任)	一株

■取締役候補者とした理由

2015年2月から当社の代表取締役として経営を担い、当社の継続的な成長に向けて取り組んでまいりました。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

			1998年5月	株式会社リクルートフロムエー	
	再任		2000年8月	(現株式会社リクルート) 入社	
	あさ お なお き	取締役		当社 取締役就任	44-
2	浅尾直樹	事業部門担当		株式会社アサヲ企画設立	一株
	(1975年1月22日生)				
	, , , , , ,,		2016年7月	当社 入社	
			2016年12月	当社 取締役就任 (現任)	

■取締役候補者とした理由

2016年12月から当社のメルマガ配信サービス等の事業部門を統括する取締役として経営を担ってまいりました。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番 号	氏 名(生年月日)	当社における 地位及び担当	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	再任 やまかわえい ビ 山 川 英 治 (1978年1月22日生)	取締役 CSO 管理部門担当	2000年4月 株式会社武富士 入社 2001年1月 インターキュー株式会社 (現GMOレンターネットグループ株式会社) 入社 2005年1月 GMOホスティングアンドテクノロコーズ株式会社 (現GMOグローバルイン・ホールディングス株式会社 転籍 2008年4月 株式会社ライブドア (現NHNテココス株式会社) 入社 2016年6月 当社 入社 5016年12月 当社 取締役就任 (現任)	ジ ナ) 一株

■取締役候補者とした理由

2016年12月から当社の管理部門を統括する取締役として経営を担ってまいりました。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

4	再任 ^{あさ の ただ し} 淺 野 匡 志 (1982年7月2日生)	取締役 M&A担当	2021年3月2021年8月2021年12月	有限会社グッドエージェンシー (現株式会社グッドプレイス) 設立 代表取締役就任(現任) 株式会社ノックノート 取締役就 任(現任) 予防医療株式会社 代表取締役就 任 同社 取締役Founder就任(現任) 当社 取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社グッドプレイス 代表取	
	(1982年7月2日生)			(

■取締役候補者とした理由

淺野匡志氏は、長年にわたり企業経営者として培ってきた豊富な経験や、M&Aの実施など幅広い知見・実績を有しており、その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番 号	氏 (生 年)		当社における地位及び担当	Ħ _{	略歴及び重要な兼職の状況				
5	再任 [うち かわ 内 川 き (1971年5月	泰子	取締役	2005年10月 2008年1月 2020年5月	メリルリンチ証券会社東京支店 (現BofA証券株式会社) 入社 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店(現ゴールドマン・サッ クス証券株式会社) 入社 ゴールドマン・サックス・アセッ ト・マネジメント株式会社 転籍 株式会社sustenキャピタル・マネ ジメント 監査役就任(現任) 当社 取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社sustenキャピタル・マネ ジメント 監査役	191-			

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

内川泰子氏は、グローバルファームでの業務経験や企業経営に携わる経験を有しており、外部の視点から業容拡大かつガバナンス強化のための意見や提案を行っていただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。当社事業の拡大に向けたマーケットスペシャリストとしての視点に基づく提言、グローバル化及び持続的な成長の前提となるダイバーシティの推進について、当社経営への貢献を期待しております。

	新任		2007年4月	株式会社穴吹コミュニティ 入	社
6	くま しげ あきら	_	2013年6月	当社 入社	-株
	熊 重 晃		2016年10月	当社 営業部部長	-1/A
	(1985年1月28日生)		2021年5月	当社 サービス部部長 (現任)	

■取締役候補者とした理由

熊重晃氏は、2013年6月の当社入社以来、営業部門ならびにサービス部門において事業の拡大に貢献 し、豊富な経験と十分な実績を有しております。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意 思決定および監督機能の実効性強化が期待できると判断し、新たに取締役として選任をお願いするも のであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 内川泰子氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 内川泰子氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
 - 4. 当社は、内川泰子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の 再任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
 - 5. 当社は内川泰子氏との間で定款に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
 - 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で 締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填 することとしております。各候補者の選任が承認可決された場合には、当該保険契約の被保 険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での 更新を予定しております。

【ご参考】役員の構成(本定時株主総会終結後の予定)

第2号議案が承認された場合の当社の取締役・監査役が有している専門性及び経験 は以下のとおりであります。

なお、一覧表の記載は、特に活躍を期待する分野を示しており、対象者の全ての知 見を表すものではありません。

当社におけ	氏名	専門性及び経験							
る地位		企業経営	財務・ 会計	法務	IT	広告・ メディア	内部統制		
代表取締役 社長	松田誉史	•			•	•	•		
取締役	浅尾直樹	•			•	•			
取締役	淺野匡志	•	•	•			•		
取締役	熊 重 晃				•	•			
取締役	山川英治	•	•		•		•		
取締役	内川泰子	•	•				•		
監査役	市東 聡	•	•				•		
監査役	山本信秀			•			•		
監査役	古賀勝彦	•					•		

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都品川区西五反田 3-12-14 西五反田プレイス 8 階 株式会社まぐまぐ本社会議室



会場最寄駅

東急目黒線「不動前駅」から徒歩3分

JR 山手線・東京メトロ南北線・東急目黒線「目黒駅」から徒歩12分 JR 山手線「五反田駅」から徒歩13分